

調査票 1

都道府県・ 政令指定都市名	31 鳥取県
------------------	--------

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	鳥取県 元気づくり総本部 元気づくり推進局 女性活躍推進課
担 当 職 員 数	5 人 (専任 5 人、兼任 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	鳥取県男女共同参画行政推進会議
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	平成 2 年 7 月 2 日 根拠: 鳥取県男女共同参画行政推進会議設置要綱
長 の 役 職	副知事

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	鳥取県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成 13 年 3 月 16 日
構 成 員	20 人 (女性 11 人、男性 9 人)

4 男女共同参画に関する計画

計画期間	平成 28 年 11 月 ~ 33 年 3 月		
名 称	第4次鳥取県男女共同参画計画		
改定・見直しの予定時期	平成 33 年 4 月 1 日		ー 未定の場合は○をつけてください。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の推進計画と一体である		※いずれか1つに○をつけてください。	
女性活動推進法の推進計画と別に作成	○		

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	鳥取県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成 12 年 12 月 26 日
	施 行 日	平成 13 年 4 月 1 日
	最 終 改 正 日	平成 28 年 4 月 1 日
	改 正 内 容	第37条「審議会の庶務は、地域振興部において処理する」の項目を削除。(最終改正日以前の改正日)H26年1月3日
無の場合 ※ どちらかに○をつけてください。	改正が予定されている場合、改正予定時期:	平成 年 月
	制定等について検討中(状況を具体的に)	
	特に検討していない	

調査時点コードを以下より選択してください

6 審議会等委員への女性の登用		1:平成29年4月1日		2:平成29年5月1日		3:その他: 平成年月日	
	目標値	平成 年度まで 40 %		平成 年度まで %			
	根 拠	鳥取県男女共同参画推進条例					
目標設定の対象である審議会等の範囲		鳥取県行政組織規則に定める附属機関のうち、法令・条例により設置が義務付けられているもの					
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(57)うち女性委員を含む審議会等数(56)				
	延総委員等数(899)		延女性委員等数(395)		女性比率(43.9)		
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(35)うち女性委員を含む審議会等数(34)				
	延総委員等数(505)		延女性委員等数(221)		女性比率(43.8)		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(＊)	調査時点コード	1	審議会等数(30)うち女性委員を含む審議会等数(29)				
	延総委員等数(419)		延女性委員等数(185)		女性比率(44.2)		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(9)				
	延総委員等数(61)		延女性委員等数(22)		女性比率(36.1)		
目標値以外の目標設定		なし					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	有 ○ (公表 ○ ・非公表) ・無		作成予定有			
	人材名簿が有る場合	掲載人数	92 人	(平成 29 年 4 月現在)			
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無		有 ○ ・無			
		委員の公募		有 ○ ・無			
そ の 他		()					

注(*) 平成29年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの
(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況

調査時点コードを以下より選択してください

(1)-1管理職の在職状況							1:平成29年4月1日		その他: 平成 年 月 日				
		管理職総数(※)			女 性 管 理 職 の 内 訳								
					部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
		うち女性 管理職数 (人)	女性比率 (%)		(人)	うち女性 数(D)	女性比率	(人)	うち女性 数(F)	女性比率	(人)	うち女性 数(H)	女性比率
		(A)÷(C+E+G)	(B)÷(D+F+H)	(B/A)	(C)			(E)			(G)		
本庁	計	280	28	10.0	16	2	12.5	62	5	8.1	202	21	10.4
	うち一般行政職	220	26	11.8	14	2	14.3	46	5	10.9	160	19	11.9
支庁・地方事務所等	計	285	76	26.7	5	1	20.0	34	4	11.8	246	71	28.9
	うち一般行政職	174	22	12.6	2	0	0.0	18	1	5.6	154	21	13.6
全体	計	565	104	18.4	21	3	14.3	96	9	9.4	448	92	20.5
	うち一般行政職	394	48	12.2	16	2	12.5	64	6	9.4	314	40	12.7
再掲	警察関係	58	0	0.0	0	0		19	0	0.0	39	0	0.0
	教育委員会	63	15	23.8	1	0	0.0	9	1	11.1	53	14	26.4

注(※) 管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。

(1)-2職務上の地位別職員在職状況

調査時点コードを以下より選択してください

		1:平成29年4月1日			その他: 平成 年 月 日		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率
本庁	計	415	54	13.0	683	147	21.5
	うち一般行政職	332	50	15.1	499	135	27.1
支庁・地方事 務所等	計	492	205	41.7	934	398	42.6
	うち一般行政職	335	108	32.2	426	175	41.1
全体	計	907	259	28.6	1617	545	33.7
	うち一般行政職	667	158	23.7	925	310	33.5
再掲	警察関係	155	8	5.2	386	45	11.7
	教育委員会	111	67	60.4	159	82	51.6

(1)-3新規昇任者数

平成28年4月1日～29年3月31日

		課長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率
本庁	計	29	2	6.9	44	11	25.0	76	21	27.6
	うち一般行政職	25	1	4.0	37	10	27.0	59	21	35.6
支庁・地方事 務所等	計	62	35	56.5	63	25	39.7	110	49	44.5
	うち一般行政職	23	5	21.7	34	11	32.4	55	26	47.3
全体	計	91	37	40.7	107	36	33.6	186	70	37.6
	うち一般行政職	48	6	12.5	71	21	29.6	114	47	41.2
再掲	警察関係	6	0	0.0	18	1	5.6	25	2	8.0
	教育委員会	9	4	44.4	5	4	80.0	20	7	35.0

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

考慮要素としている事項すべてに○を記入してください。

	勤務 成績	昇任試験		昇格試験		部局等の 推薦	経年 数	遠隔地 での長 期研修 (4週間 以上)	遠隔地 での 勤務経験	本人の希 望	その他(具体的に記入ください)
		面接 のみ	それ 以外	面接 のみ	それ 以外						
課長級	○		○			○	○			○	
補佐級	○		○			○	○			○	
係長級	○		○			○	○			○	

(1)-5昇任・昇格試験の受験者数

平成28年4月1日～29年3月31日

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性受 験率 (%)
昇任試験	603	45	7.5
昇格試験	0	0	

(2)女性公務員の採用状況

平成28年4月1日～29年3月31日

	総数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全体	268	118	44.0
うち上級	160	53	33.1
うち一般行政職	93	37	39.8
うち上級	76	27	35.5
うち警察関係	53	14	26.4
うち上級	23	6	26.1

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート(調査票1(2))に記載してください。

名 称	鳥取県男女共同参画センター	愛称・通称	よりん彩
設置年月日	平成 13 年 4 月 1 日	施設形態	単独施設 ○ 複合施設
所在地等	郵便番号: 682-0816 住 所: 鳥取県倉吉市駄経寺町212-5 鳥取県倉吉未来中心内 電話番号: 0858-23-3901 FAX番号: 0858-23-3989 ホームページ: http://www.pref.tottori.lg.jp/yorinsai/		
管理・運営主体 ※1～2について、該当するものに○をつけ、記入してください。	1. 施設管理 ○ 直営(担当部局名: 元気づくり総本部) 指定管理者(名称:) その他() 2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名: 元気づくり総本部) 指定管理者(名称:) その他()		
職 員 数	常勤 4 人、非常勤 9 人	予算額	平成29年度 45,476 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に 関するもの〕	*実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。 ○ 1. 広報啓発(主な事項: 広報紙の発行、啓発パネルの貸出) ○ 2. 講座(主な事項: 普及啓発、人材育成、県民企画の講座への支援) ○ 3. 相談事業(主な事項: 一般相談、専門相談(心・法律・男性)) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項: 図書、雑誌、新聞、ビデオ等の収集・貸出、人材バンク) ○ 5. 苦情処理(主な事項: 鳥取県男女共同参画推進員事務局) ○ 6. 交流促進(主な事項: 交流サロン、団体ボックスの提供) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: 'クメン・ケアメン養成セミナー支援事業(社内研修へ講師派遣)) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:) ○ 9. 調査研究(主な事項:) ○ 10. その他(主な事項: ミーティング室の貸出(無料)、印刷作業室の利用(有料)、子ども室の利用(無料))		

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称				基金・基本財産額	千円
設置年月日	平成	年	月	日	出資者

10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の有無	☐ 有 ☐ 無	名称等: 鳥取県男女共同参画をすすめるネットワーク	加盟団体数	10団体
地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	☐ 有 ☐ 無		会 員 数	把握していない
活 動 内 容 ※実施しているものに○をつけてください。	☐ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 (内容:)			

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに○をつけてください。

☐ 1. 担当者連絡会議の開催 ☐ 2. 市町村職員研修会の開催 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催 ☐ 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 (名 利 : 概要 : 7. その他 (内容:)	
---	--

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに○をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

☐ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 ☐ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ ☐ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

(2) 女性職員の研修受講への配慮

☐ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 ☐ 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 (内容:)
--

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	28年度予算 (千円)	29年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	80,732	103,179	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	##### %	0.03000 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するものに○をつけてください。

項目の設定	国の取組に準じた設定
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	○
(5) その他(内容:)	

↓ 上記1～4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具体的項目	① 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得			
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○	○	○
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩ 短時間正社員制度の導入			
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)			
	⑬ その他			

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
実施の有無	○	
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○
	3 役員に占める女性割合に関する項目	○
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○
	9 短時間正社員制度の導入	○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	○
	12 その他	○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称: 輝く女性活躍パワーアップ企業登録制度(4)、鳥取県男女共同参画推進企業認定制度(7)

→ 「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称:

※具体的名称の後に()を付し、当該()の中に該当する選定等の基準番号を記入してください[例→●●表彰(1)、△△表彰(8、10)など]

16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	○	→ 女性活躍推進法第23条の「協議会」に該当する場合、その具体的名称 その他の場合、その具体的名称
2 現在はないが、今後検討する		

17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	○ 有 無	名 称 鳥取県男女共同参画マップ
公表周期		1 年 不定期
公表主体 ※該当するものに○をつけてください。	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他)

18 平成29年度実施予定事業

※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・イクボス・ファミボスのPR	イクボス・ファミボスの実践のための支援制度(育児・介護休業、アドバイザー派遣等)を分かりやすくまとめたリーフレットの作成や新聞広告等によるPR、女性活躍推進キャラバンを活用した県内企業への普及促進活動を実施。		6月
・女性活躍企業のリレートーク動画の作成	女性活躍やイクボス・ファミボスに積極的に取り組んでいる企業トップの思いや、導入効果のメッセージ動画を広く発信。		10月～
・女性活躍企業のメリット見える化冊子の作成	女性活躍やワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットを数値等で表し見える化することで、企業の女性活躍等の取組を促進。		10月
・イクボス・ファミボス川柳コンテストの開催	部下のワーク・ライフ・バランスを応援しながら、組織としても成果を挙げる管理職・経営者等(イクボス・ファミボス)を題材とする川柳コンテストを開催。		9月～12月
・広報紙よりん彩発行(センター)	男女共同参画に関する特集記事、男女共同参画センターからの案内等各種情報を掲載した広報紙を発行。		年3回
2. 表彰 ・イクボス・ファミボス企業表彰	イクボス・ファミボス宣言企業で特に優れた取組を実施している企業について表彰を行う。		3月
3. 講座 ・大学との連携による女性の活躍推進事業	男女共同参への理解を深め、その推進に向け、大学との連携による講座を開催。	約50名	未定
・イクボス養成塾	男女が共に働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業である「男女共同参画推進企業」を対象として、県内3か所で「イクボス養成塾」を開催。	各会場約30名	9～10月
・イクボス・ファミボストップセミナー	県内企業の経営者を対象に、イクボス・ファミボスを対象にしたセミナーを開催。	約300名	7月
・自分磨きセミナー(センター)	男女共同参画の理解者の裾野拡大を図るため、これまであまり男女共同参画について学習する機会がなかった人たちでも、興味を持って参加できるセミナーを開催。	各回約50名	年6回程度
・男女共同参画推進人材育成協働事業(センター)	男女共同参画を推進するキーマンとなる人材を育成するために、知識やスキルなどの向上を目的とした様々なテーマの講座を開催。	各回約50名	年6回程度
・女性活躍サミットinとっとり	先進的な取組を行っている企業の実践事例や各県の情報共有などを通じて、女性活躍の動きを一層加速化させるとともに、地域間連携をすすめていくことを目的に開催。	約300名	8月
4. 相談事業 ・相談事業(センター)	一般相談、専門相談(心の相談、男性相談、法律相談)		通年
5. 情報収集・提供 ・男女共同参画白書の作成 ・男女共同参画マップの作成 ・	計画に沿った取組や、進捗状況のまとめ。 市町村の女性の参画状況のとりまとめ。		3月 3月
6. 苦情処理 ・男女共同参画推進員(センター)	男女共同参画に関する苦情や不服の申出を審査し、必要と認めるときは、県の機関に対して是正若しくは改善の措置を講ずるように勧告または制度の改善を求める意見を公表。		随時
7. 交流促進 ・とっとり女性活躍ネットワーク会議	県内で活躍する女性経営者・管理職が、女性の視点で女性活躍のための仕掛けを企画、実施する。		随時
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・女性活躍先進モデル企業との連携	自らが女性活躍の先進的取組を行っているモデル企業とともに、県内企業の女性活躍や働き方改革に向けた取組を促進する。		10月
・男女共同参画推進企業認定制度	男女ともに働きやすい職場づくりをすすめる企業を「男女共同参画推進企業」として認定。		随時
・就業規則整備支援コンサルタント派遣	男女共同参画推進企業等の就業規則の整備促進のために、無料で社会保険労務士を派遣。(新規作成または全面改正:10社、一部改正:先着15社程度)		随時
・輝く女性活躍パワーアップ企業登録制度	男女共同参画推進企業のうち、女性活躍のための自主宣言・行動計画を策定し、人材育成や環境整備に取り組む企業を「輝く女性活躍パワーアップ企業」として登録。		随時
・輝く女性活躍パワーアップ企業への支援	・女性活躍のための起業支援補助金 女性活躍のための自主宣言を達成するために行う企業の取組に要する経費の一部を補助。(補助率1/2以内、上限10万円) ・環境整備支援助成金 女性の就労支援や育児等と仕事の両立を支援するための職場環境整備に係る経費の一部を補助。(補助率1/2以内、上限50万円) ・離職者正規雇用奨励金 結婚・出産等の理由により離職した女性を、正社員として新たに雇用した事業主に奨励金を支給。(支給額30万円) ・女性活躍アドバイザー派遣 女性活躍のための職場環境改善、環境整備のためのアドバイザー(社会保険労務士)を無料で派遣。 ・育児休業復帰支援事業助成金 企業が育児休業をしている女性の代替要員として雇用した者を、女性が育児休業から復帰した後も引き続き雇用する場合の経費の一部を助成。(月額上限10万円、最長3月)		随時

9. 国際交流・海外派遣事業 ・ ・			
10. 調査研究 ・ ・			
11. その他 ・ 市町村担当課長会議 ・ サテライトオフィスの開設 ・	県、市町村の施策説明、意見交換等。 子育て期の女性などが働きやすい就労環境整備に向けて、県内企業における在宅勤務・テレワーク制度といった、多様で柔軟な働き方の導入促進を図ることを目的に、サテライトオフィスを県内（東部・西部）に開設。		年2回程度 6月（東部） 秋頃（西部）

19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

※該当する時点の番号に○をつけてください。

1:平成29年4月1日		その他: 平成 年 月 日	
議 会 名	鳥取県議会		
問1. 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）がありますか。1～3のいずれか一つを選択してください。	1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他（欠席の例がない、不明等）	1	
問2. 問1. で、1を選択した場合にお伺いします。 「欠席事由として明記した規定」とは、どのような規定ですか。1～3のうちいずれか一つを選択してください。 ※標準会議規則については下記を参照してください ※標準会議規則と、全く同じでなくても、条文の構造が同じであれば「同様」を選択してください。	1.標準都道府県議会会議規則と同様。 2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。 3.その他	1	
【参考】 標準都道府県議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 標準市議会会議規則 第2条 ② 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 標準町村議会会議規則 第二条 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			
問3. 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由（例：配偶者の出産、育児、介護等）を明記した規定はありますか。以下の事由について1～3のいずれか一つを選択してください。			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他		
配偶者の出産	3		
育児	3		
家族の看護	3		
家族の介護	3		
疾病	3		
その他 （具体的に事由を記載してください）	3		
問4. 問3で1（明記した規定あり）を選択した場合にお伺いします。当該規定（規則、条例等）の該当部分の規定を記入（または別添）してください。 ↓ ※ 条 項 号まで記入してください。			
規 則 名			
該当部分の条文（本文）を記入（または別添）してください。			

都道府県名

31 鳥取県

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成29年4月1日現在

○

平成29年5月1日現在

その他：平成 年 月 日現在

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事	女性 ○ 男性	任期：平成 27 年 4 月 13 日 ~ 平成 31 年 4 月 # 日
副知事	1 人 (女性 人、男性 1 人)	

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

*平成29年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、29年3月に内閣府が把握したものを掲載しています。

変更・廃止等がある場合は、該当する審議会等の備考欄にその旨記入してください。また、新たに追加された審議会等がある場合には、48以下の空白行に記入してください。

	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	67	29	43.3	
	都道府県防災会議(委員のみ)	66	29	43.9	
	内 1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	16	0	0.0	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	5	4	80.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	8	40.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	18	17	94.4	
×	2 国土利用計画地方審議会				
	3 土地利用審査会	7	3	42.9	
	4 都道府県交通安全対策会議	25	10	40.0	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	30	13	43.3	
	7 精神医療審査会	13	6	46.2	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				必要時選任
	9 都道府県医療審議会	22	11	50.0	
	10 准看護師試験委員会	6	3	50.0	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	26	11	42.3	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	8	40.0	
	14 国民健康保険審査会	9	5	55.6	
×	15 都道府県農業共済保険審査会				
	16 都道府県森林審議会	14	6	42.9	
	17 都道府県建設工事紛争審査会	10	4	40.0	
	18 建築審査会	5	2	40.0	
	19 都道府県建築士審査会	5	2	40.0	
	20 都道府県都市計画審議会	16	9	56.3	
	21 開発審査会	7	3	42.9	
	22 私立学校審議会	12	6	50.0	
×	23 石油コンビナート等防災本部				
×	24 公害健康被害認定審査会				
×	25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	26 都道府県児童福祉審議会				
×	27 地方港湾審議会				
×	28 土地区画整理審議会				必要時選任
×	29 教科用図書選定審議会				休止中
	30 介護保険審査会	15	7	46.7	必要時選任
	31 都道府県固定資産評価審議会	7	4	57.1	
	32 感染症の診査に関する協議会	15	6	40.0	
×	33 警察署協議会				
	34 土地収用事業認定審議会	6	3	50.0	
	35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	
	36 国民保護協議会	24	11	45.8	
	37 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
×	38 市街地再開発審査会				
×	39 都道府県職員委員会				
×	40 自然再生協議会				
	41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	42 後期高齢者医療審査会	9	5	55.6	
×	43 留置施設視察委員会				
	44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	16	8	50.0	
	45 指定難病審査会	10	2	20.0	
	46 小児慢性特定疾病審査会	3	0	0.0	
	47 行政不服審査会	5	2	40.0	
×	48 国民健康保険運営協議会				
	49				
	50				
	51				
	合 計	419	185	44.2	
	女性委員0の審議会数	1			

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	6	2	33.3	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	5	1	20.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	7	46.7	
7	収用委員会	7	3	42.9	
8	海区漁業調整委員会	10	2	20.0	
9	内水面漁場管理委員会	8	4	50.0	
	合 計	61	22	36.1	
	女性委員0の委員会数	0			